

に互って行われたのは、北宋第四代仁宗朝の章献明肃劉皇太后の十一年一ヶ月（一〇二二・二〜一〇三三・三）、第七代哲宗朝の宣仁聖烈高太皇太后の八年六ヶ月（一〇八五・三〜一〇九三・九）の二度である。前者については劉靜貞氏の論稿「從皇后干政到太后摂政——北宋真仁之際女主政治権力試探」（『国際宋史研討会論文集』所収）に詳しいが、氏は権力志向の強かった当該時期の女主政権の限界性を皇帝一元体制の制度・理念の二点に帰結されて述べられた。ただ、残念ながら、その内容の具体的な分析までには至っておらず、本稿では後者を主たる材料として、垂簾聴政のシステム、官僚層の意識・行動を軸に君主独裁の統治システムの一端を明かにすることとする。

一、垂簾聴政のシステム

元豊八年三月戊戌、神宗が亡くなり、幼少の哲宗が即位し、「あらゆる軍国の事、並びに太皇太后かりに処分を同じうすること、章献明肃皇后の故事に依れ。」との遺制を受け、英宗の皇后、即ち宣仁高太皇太后の垂簾聴政が開始されることとなった（『長編』卷三五三—二）。まず、垂簾聴政の儀制が礼部・御史台・閤門司によって制定された（『長編』卷三五三—七）。

（元豊八年三月乙卯）礼部・御史台・閤門奏、討論故事、詳定御殿及垂簾儀、每朔・望・六参、皇帝御前殿、百官起居、三省・枢密院奏事、応見・謝・辞班退、各令詣内東門進勝子、皇帝双日御延和殿垂簾、日参官起居太皇太后、移班少西、起居皇帝、並再拜、三省・枢密院奏事、三日已上、四拜不舞蹈、候耐廟畢、起居如常儀、簾前通事以内侍、殿下以閤門、凡軍頭司引呈公事可以権付有司者、統具条奏、吏部磨勘奏举人、垂簾日引、応見・謝・辞臣僚、遇朔・望参日不坐、並先詣殿門、次内東門、応台賜者、並門賜。従之。

即ち、朔、望、六参日（二、十五、一・五の日）には皇帝が前殿に御し、百官の起居（〓御機嫌伺い）、三省・枢密院の上奏、見・謝・辞（〓新授の官の挨拶、加恩に対する御礼、外任に出る時の挨拶）を受け、それぞれ勝子を内東門司に納める。皇帝は双日（偶数日）には延和殿（〓便坐殿）に太皇太后とともに垂簾して御し、日参官の起居、三省・枢密院の上奏を受けるのである。皇帝に統治能力が無く、太皇太后の臨朝称制が実施されたこの時期には、延和殿で行われる双日の垂簾の日が主たる政治舞台の場所となった。

ここでの主役は、左諫議大夫劉安世の発言「自一聖臨御以来、群臣無非次之対、上則六七執政、下則四五言官而已。」（『長編』卷四四一—六）、及び御史中丞蘇轍の発言「臣不敢復論前代、請陳本朝故事、每当視朝、上有丞弼朝夕奏事、下有台諫更迭進見、内有兩省・侍従・諸司官長以事奏稟、外有監司・郡守・走馬承受辞見入奏、凡所以為上耳目者、其衆如此。然至於事有壅蔽、猶或不免。今自太皇太后陛下・皇帝陛下垂簾以来、每事謹重、群臣得対於前者、惟有執政及台諫官而已。然天下之事、其是非可否、既決於執政、陛下欲於執政之外、特有所聞者、又独有台諫数人而已。」（『長編』卷四四八—三）に見える通り、宰執と台諫であり、太皇太后との非次の面対上奏権を有していることによるものであった。とりわけ、後者の蘇轍の発言には、宮崎氏が宋代以降の君主独裁の特質として指摘した様々な皇帝との接触の機会が失われ、一握りの官僚と太皇太后とが接触し、政治が動かされていた様子が窺えて興味深い。更に両者の対の実情をもう少し史料に即して見てみよう。

（元祐三年四月丙戌）詔司空平章軍国事呂公著遇後殿垂簾、同三省進呈、六参日、仍起居奏事。自兩宮同聴政、常以双日於延和殿垂簾、故詔公著二日一入朝、然皇帝乃五日一御前殿視朝、皆隻日也。於是公著復請六参日、仍起居奏事、庶得瞻望皇帝清光。詔、従之。（『長編』卷四〇九—一六）

宰相呂公著は、双日の延和殿垂簾の日には三省と共に文書を進呈し、六参の日、即ち皇帝が前殿に出御の日には起居

・奏事をするようにとの詔を受けている。これは老齢の彼に五日に一度の前殿視朝の起居を免除しようとしたのに対し、皇帝の尊顔を拝したいという彼の要望を受け入れたものであり、宰相の日常の行動様式の一部が窺えよう。一方、台諫が太皇太后と接触できる機会は、同様な権限を有する尚書六曹・知開封府等と共に次の様な約束事が定められていた。⁽⁵⁾

- ① (元祐元年二月壬戌) 詔、上殿班、自閏二月、遇垂簾日、引一班、応上殿及特旨令上殿者、閣門前一日、関入内侍省。尚書六曹、御史中丞同侍御史或殿中・監察御史一員、開封府知府輪属官一員、諫議大夫司諫或正言一員同対。(『長編』卷三六五―四)
- ② (癸亥) 詔、臣僚上殿劄子、於簾前進呈訖、並実封、於通進司投進、即不得直乞批降三省樞密院。(『長編』卷三六五―一〇)

③ (元祐五年三月甲午) (劉) 安世又同右諫議大夫朱光庭言、臣等今早延和殿進対、嘗論都司官吏違法擬賞、罪不可貸、伏蒙面諭、令臣等親至都堂理會者。竊惟故事台諫官登対畢、自持劄子、中書呈納、故可与宰臣已下相見。自垂簾聽政後來、上殿臣僚、止是封進劄子、別無名目可至都堂。(『長編』卷四四〇―一二)

①では垂簾の日に一班の上殿奏事を許すこと、閣門司は前日に上殿奏事する者を入内侍省に連絡すること、尚書六曹、御史中丞は侍御史・殿中侍御史・監察御史一員と、知開封府は属官と、諫議大夫は司諫或は正言一員とともに上殿奏事することなどが定められている。要するに、二日に一度の垂簾の日に面對奏事が許されたのは宰執以外では一グループ、即ち、尚書六曹、御史台官、開封府、諫官の内より二員の共同上奏を許したのである。又、王巖叟の「尚書」六曹・開封府は有司の事にして、皆定法有り、ゆえに官長と属官とともに奏対す。今台諫官二人同上を須むれば、則ち六曹・開封と相類するに似たり。恐らくは体要に非ず。」との上奏によれば、これ以前は台諫が単独で上奏でき

たものが、尚書六曹、開封府の例に倣い長官・属官の共同上奏という形を取らせられたことが窺い知れる(『長編』卷三六五―一五)。事実、『長編』中には「(元祐元年閏二月六日) 右諫議大夫孫覺・右司諫蘇轍進対、有旨俟簾下内臣尽出、方得敷奏。」、「(閏二月二十八日) 左司諫王巖叟・右正言朱光庭進対、太皇太后曰」、「(三月十八日) 御史中丞劉摯・殿中侍御史呂陶進対、因論及帥臣、太皇太后宣諭曰」、「(八月十四日) (左司諫) 王巖叟・(左正言) 朱光庭入対延和殿、巖叟進劄子、論及人材之難、上曰」、「(十月十八日) 御史中丞兼侍読劉摯・侍御史王巖叟同入対、摯先進前謝侍読之命、宣諭曰」、「(十二月十六日) (御史中丞傳) 堯俞・(侍御史王) 巖叟同入対、堯俞前謝、太皇太后曰」といった例が数多く見え、延和殿に上殿→劄子進入→上奏→太皇太后の宣諭といった手順を確認しうる。

②は上殿奏事した劄子は簾前に進呈し終ると、実封して通進司に投進され、ただちに内廷から三省・樞密院に下すことを求めてはならないことが規定されている。そして、上殿奏事あるいは上疏という形で太皇太后のもとに送られた文書は、直接「内降劄子」「内降文書」という形で、或は意見を付けて「内批」「内降指揮」という形で三省・樞密院に下され審議させる一方、下されず留められる(「留中不出」⁽⁶⁾)こともあった。例えば、幾つかの例をあげると、

(a) (元祐元年四月己丑) 正議大夫守尚書右僕射兼中書侍郎韓縝為光祿大夫・觀文殿大學士・知穎昌府。台諫前後論縝過惠甚衆、皆留中不出。内批、縝自以為不才、恐妨賢路、故乞出。視矜功要名而去者、為得進退之体、故有遷官之異、宜於制詞中声說此意。(『長編』卷三七四―一)

- (b) (元祐四年五月己亥) 晦、詔、以諫官・御史所劾范純仁・王存章付門下省。呂大防言、内降台諫官傳堯俞等彈奏宰臣范純仁・左丞王存不合留身营救蔡確事、宜使思省引罪、自為去就、輒已封留彈章、更不転示逐人。(『長編』卷四二八―一七)

(c) (元祐三年五月癸亥) 初胡宗愈除尚書右丞、諫議大夫王覲疏、宗愈自為御史中丞、論事建言、多出私意、与蘇

(蔡確の誹謗の詩を巡る事件)

- 元祐4年
- 4月 5日 知漢陽軍兵部處厚、蔡安州(蔡確)の作った朝廷を誹謗した詩について上奏。
 6日 左司諫吳安詩、この詩について上疏。
 8日 吳安詩の上疏を進呈。簾中より吳處厚の上奏を尚書省に降付し、再度進入させる旨を出す。
 <7日~ 右正言劉安世・左諫議大夫梁燾相繼いで二度、この件について上疏>
 12日 劉安世等の疏を進呈。蔡確に因依を開具聞奏させ、安州知州錢景陽に蔡確の詩の原本を繳進させる旨を出す。
 18日 左諫議大夫梁燾の上疏一章を再度進呈。安州に三日を限りとしてすみやかに報告するよう詔を出す。
 <この日以前に、左諫議大夫梁燾・右司諫吳安詩・右正言劉安世共にこの件につき上奏。その一節に「早來臣燾・臣安詩延和殿進對、具陳蔡確怨謗君親情理切害」>
- 5月 2日 安州より報告。太皇太后、執政に対して「蔡確熾」について論ず。
 4日 吏部侍郎傅堯俞→御史中丞(李常と交代) } 李常・盛陶、蔡確の惡事を弾劾しなかつたことに坐罪す。
 9日 知鄆州蔡確、自己弁護の詞を上奏。
 右正言劉安世、蔡確を弾劾する上奏。
 左諫議大夫梁燾・右司諫吳安詩・右正言劉安世、蔡確を弾劾する上奏。その一節に「臣等早來延和殿進對、伏蒙聖諭、令具行違比例條列密奏」
- 11日 中書舍人彭汝礪、蔡確を弁護する上奏。
 右正言劉安世、中書舍人彭汝礪・曾肇が范純仁の意を受け、蔡確を营救しようとして上奏。その一節に「臣昨日延和殿進對、嘗論彭汝礪營救蔡確事狀、蒙聖諭以謂、卿等錯會、汝礪所言、與卿等一般者」
- 12日 蔡確に左中散大夫・守光祿卿・分司南京を賞授する詔が出される。
 中書舍人彭汝礪、蔡確の實命を起草せず、このことにつき上奏。
 左諫議大夫梁燾・右司諫吳安詩・右正言劉安世、彭汝礪の封還詞頭を批判する。
 起居舍人權中書舍人王巖叟、蔡確の實詞を起草。
 太常少卿盛陶→知汝州 殿中侍御史思忠→通判宣州 } 蔡確を弾劾しなかつた事に坐罪。
 監察御史趙挺之→通判徐州 監察御史王彭年→通判廬州 }
 權中書舍人王巖叟、盛陶の實詞を起草。
 尚書左丞王存、盛陶等を責すべきでない上奏。
- 16日 <輔臣、簾前にて蔡確の再賞について議す。范純仁・王存のみ、不可とする。呂大防等が退いた後、范純仁・王存留身し、蔡確の罪を救おうとする。>
 17日 左諫議大夫梁燾・左司諫吳安詩・右正言劉安世、蔡確の賞授が軽い上奏。
 御史中丞傅堯俞・侍御史朱光庭相繼いで論列。
- 18日 蔡確を英州別駕・新州安置とする詔が出される。
 權中書舍人王巖叟、蔡確の實詞を起草。
 左諫議大夫梁燾・左司諫吳安詩登對、太皇太后より大いに稱奨を加えられる。
 <他日、太皇太后、延和殿に御し、前日の蔡確の賞降について外議がどのような意見か、三省に宣諭す>
 龍圖閣直學士李常、新除兵部尚書を罷め、知鄆州とする。 } 蔡確の事件に坐罪。
 中書舍人彭汝礪→知穎州、中書舍人曾肇→知穎州
- 24日 左諫議大夫梁燾・右正言劉安世と共に延和殿に進呈。太皇太后よりお誉めの宣諭を受ける。
- 28日 右正言劉安世、蔡確の朋党として章惇・黃履・邢恕を弾劾する上奏。
 その一節に「臣今月二十四日延和殿進對、嘗論蔡確朋黨事」
 御史中丞傅堯俞・侍御史朱光庭、邢恕を弾劾する上奏。
- 29日 右諫議大夫梁燾、右僕射范純仁・左丞王存が16日留身して、蔡確を救おうとしたことを弾劾する上奏。(24・28日にも同じ上奏)
 右諫議大夫范祖禹、右正言劉安世も同様な上奏。
- 30日 晦、諫官御史が范純仁・王存を劾奏した章を門下省に付す詔が出される。
 呂大防は、内閣されてきた、台諫官傅堯俞等が彈奏した宰臣范純仁・左丞王存が不恰にも留身して蔡確を营救しようとした事について、彼らに罪を認めさせて去就させるべきであり、彈章は封留して彼らに転示しないよう上言。
- 6月 1日 范純仁・王存は外に居り、上章して罷免を乞う。留中不出とした上、批答せず、封還・遣使もせず。
 4日 垂簾の日、文彦博に宣諭し、執政ともに入對させ、彼らの処分を議論させる。
 5日 中大夫守尚書右僕射范純仁を前官に依り觀文殿學士知穎昌府とし、中大夫守尚書左丞王存を端明殿學士知蔡州とすと、宣制す。

貳・孔文仲各以親旧相為比周、力排不附己者、而深結同於己者、操心頗僻如此、豈可以執政。内批、王觀論列不當、落諫議大夫、与外任差遣、仍不得帶職。其日戊午也。翌日呂公著言、……其内降指揮、臣与呂大防・范純仁等商量、未敢行下。伏乞陛下特与包容、更加聖慮裁酌。後二日公著与大防・純仁再論於簾前、太皇太后曰、胡宗愈有何罪、司空与司馬丞相皆親管薦之。……是日公著又与文彦博及大防・純仁等面論、純仁退而上疏曰、臣昨与呂公著等并今日与文彦博等兩次簾前奏陳、乞寬王觀之罪。……中書舍人曾肇言、臣今月十八日吏房送到辭頭、五月十三日奉内降指揮、王觀言事不当、与一外職合入差遣、不得帶職。十八日三省同奉聖旨差知潤州者。……庚午承議郎右諫議大夫王觀直龍圖閣知潤州。(『長編』卷四一七一一)

③は韓縝の左遷人事の際、台諫の繰り返し出された上奏については「留中不出」という措置を取り、韓縝自身の辞任請願を受け、左遷の命を制誥官に内批という形で下している。④は傅堯俞等台諫から出された范純仁・王存が蔡確を助けようとしたという弾劾文を内降という形で門下省に下すと、宰相呂大防は彼ら自身に去就をつけさせ、弾劾文は封して彼らに見せないようにと上言している。⑤は王觀の胡宗愈に対する弾劾の上奏を契機として、五月十三日内批(内降指揮)「王觀論列不当、落諫議大夫、与外任差遣、仍不得帶職。」が宰執に下される→十四・十六日宰執、簾前で意見を上奏する→十八日三省、聖旨(「差知潤州者。」)を受ける→中書舍人曾肇詞頭を封還する→二十五日王觀を直龍圖閣知潤州とする人事が発令される、という手順で決着する様子を看取しうる。

③は台諫が上殿奏事した後、以前は中書を経由して筭子が納められていたが、この時期は直接筭子を納めていたことが知られる。ここに宰執、台諫が分離した形で太皇太后と直接結び付いていた様子が窺える。

以上の延和殿を中心とした政治の姿を再確認するために、煩雑ではあるが蔡確の朝廷誹謗の詩をめぐる事件の経過を表に取り纏めてみた。経緯は省略するが、台諫には文書で上奏する上疏と、傍線で示した延和殿での對、封進筭子、

並びにそこでの上奏という二つの行動様式があり、両者相俟まって成果を挙げている様子が窺い知れる。一方、宰執も二日に一度行われる垂簾の日に、自からの上奏、或は臣下からの上奏についての太皇太后からの諮問、答弁と顧問の任を果たしている様子を看取しうる。宰執と言路（台諫給舎）の官を中心とした政治構造については、既に前稿で論じたので再論は控えるが、両者を中心とした政策決定の動きを纏めたのが下の図である。

二、内降と内朝・外朝を巡る官僚層の言動

冒頭で紹介した章献明肃皇太后の臨朝称制期には唐代の斜封・墨勅に相当する内降人事の横行や、皇太后が王服を着用して太廟の祭を挙行しようとするなど皇帝に準ずる行動に出た事が知られている。一方、この時期の宣仁太皇太后は『宋史』卷二四二、后妃列伝によれば、従父高遵裕に対する蔡確の復官の願いを却下、或は姪公綏・公紀の觀察使への遷官人事の取り止め、神宗の乳媪による宋用臣等の復用の願いを却下するなど内降の途絶につとめ、また殿試への出御、及び受冊において文徳殿に出御することを憚るなどの行動を通して、「人⁽⁷⁾以て女中堯舜と為す」と讃えられている。ただ、宣仁太皇太后の評価をめぐっては新旧哲宗実録に差異が見られ、と

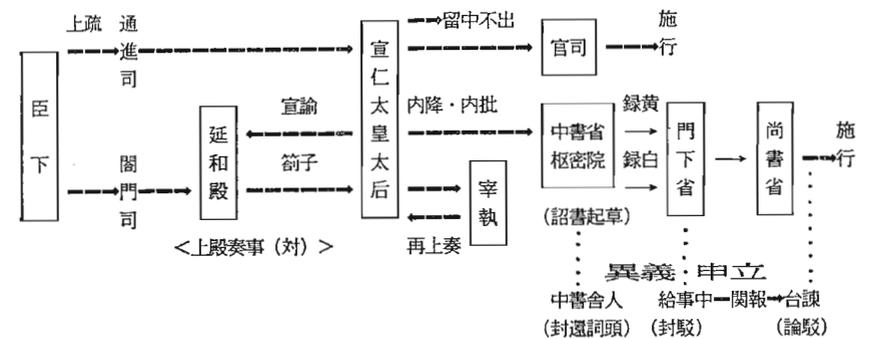
りわけ新録（紹興実録）が「宣仁聖烈皇后、哲宗を保佑し、社稷を安んずる大功あり。姦臣私を懐き、聖徳を誣讖し、著して史冊に在らしむれば、国史院をして官を差し、実を摭り刊修し、天下に播告せしむべし。」との詔⁽⁸⁾に基き、旧録（大観実録）の修訂が行われた経緯を考えれば、彼女自身を過大評価することは控えなければならない。ここでは、寧ろ、官僚層の言動に着目して太皇太后の事跡を跡付けてみたいと思う。

1、内降

内降とは内廷から直接下される詔令、命令などを広く指す言葉であるが、ここでは唐代の斜封・墨勅⁽⁹⁾に対比される内降人事の問題を論じてみたい。例えば、内降は「近時、貴戚・内臣より以て士人に及ぶまで、或は因縁以て恩沢を求め、中より下る、之を内降と謂う。」（『長編』卷一三七―一九）と定義される。この内降が章献明肃皇太后時代に盛んに行われたことは、例えば右司諫韓琦の言「只自莊献明肃太后垂簾之日、遂有奔競之輩、貨賂公行、佞托皇親、因縁女謁、或於内中下表、或只口為奏求、是致僥倖日滋、賞罰倒置、法律不能懲有罪、爵祿無以勸立功、唐之斜封、今之内降、蠹壞綱紀、為害至深。」（『長編』卷二二三―二四）に見える通りであり、以後繰り返し内降の途絶を求め上奏が出され（『長編』卷一三三―一五、一三七―一八、一七二―一五、一七八―一八、一八七―一六など）、また内降に対する中書・樞密院、或はその他の官司の執奏・覆奏の法制化（『長編』卷二九―一、康定元年十月戊子の条、一六一―一七、慶曆七年十月庚戌の条、一六九―一七、皇祐二年九月辛亥の条、二八四―一四、熙寧十年九月乙卯の条など）が度々行われている。このような流れを受けて、この時期においても左司諫王巖叟が、

（元祐元年閏二月丁酉）又奏、兩宮垂簾、杜絶内降、更乞陛下照管。太皇太后曰、甚言語、試問官家不到得。皇帝曰、無。巖叟曰、如此甚幸。蓋斜封・墨勅不宜於今日有。自古此事出於外人交結宦官女謁、遂売官鬻獄、無

＜図＞垂簾明政期の文書の流れ＞



所不至、不可不防微、不可不奏知。太皇太后曰、這箇則極是、決然不到得、不須憂也。〔長編〕卷三六八—三二)

と内降途絶を上奏し、太皇太后も受諾している。そして、二年二月には、

丙戌、詔、内外官司承伝宣・内降或奏請得旨、並即隨事申尚書・中書省・樞密院覆奏、若事小或已得旨、不候覆奏、及須索限、即日供奉、許官司施行訖申尚書省或樞密院月終類聚詣実照塈。〔長編〕卷三九五—一)

と見え、内外官司が承けた伝宣・内降、奏請して旨を得たものについては、すべて尚書省・中書省・樞密院に上申し、そこより覆奏させることが規定されている。これは叙上の法制化の内容とほぼ軌を一にするものであり、改めて内降を規制する姿勢を示したものと解しうる。

さて、具体的に官僚層の動きを見て行く前に、先ず后妃列伝に掲げられていた三つの事跡について確認しておこう。第一は、元豊八年五月戊戌の「郢州団練副使高遵裕復右屯衛將軍、管勾西京中嶽廟、任便居住。」〔長編〕卷三五六一六)、第二は元祐元年七月壬戌の「光州団練使高公綏為秀州防禦使、寧州団練使高公紀為永州防禦使。」〔長編〕卷三八二—一)、第三は、三年六月己卯の「詔王中正・宋用臣並展一期叙。」〔長編〕卷四二二—一)の記事が該当すると思われるが、何れも太皇太后が積極的に関与した確証はない。例えば、第三は彼らが新法党と見なされ、繰り返し台諫に批判された結果である。ただ、この内、第一のみは后妃列伝と同様な記事を注に引用するが、李燾自身が「所稱不許叙官、更須考詳。」と述べており、どの程度信用すべきか疑いが残る。それらはさておき、事実として確認できる内降人事に対する官僚層の動きを『長編』の内より列挙してみよう。

① 范純仁・安燾の樞密院人事をめぐる台諫・給事中の動き。元祐元年閏二月二十五日、「安燾除知樞密院勅」が出されると左司諫兼樞密院給事中王巖叟が封駁を行い、二十六日に再度封駁を行うと「給事中に書読せしめず、直ちに門下累聖徳。」〔長編〕卷三七二—二三)、或は右議大夫孫覿の上言「凡命令之出、先自中書省一人宣之、一人奉之、一人行之、次由門下省一人讀之、一人省之、一人審之、苟有未当、則許駁正、然後由尚書省受付施行。……今安燾之命、不送給事中書読施行、乃是封駁一職、遂為虚設、制勅不全、命令不重、而法度不存矣。斜封授官、恐漸起於此。」〔長編〕卷三七二—二五)の傍線部に見える通りである。彼らの一連の行動の結果として、安燾の人事は白紙に戻され、范純仁の人事についても手続をもう一度やり直すこととなった。

② 元祐元年十月内侍押班梁惟簡の遙郡刺史を帶領させる詔に対して。権中書舍人蘇轍は旬月の間に梁惟簡の三度の超擢がなされたことを批判して詞頭を繳還し、守門下侍郎韓維はこの内降人事を批判して執奏を行った。結果として、この遷官は取り止めとなった。なお、これ以前の梁惟簡の内侍押班・權管入内押班事の人事についても同知樞密院事范純仁が何度も諫奏し、韓維が簾前で取り止めるよう上言している〔長編〕卷三八九—一)。

③ 元祐三年七月二十七日の「左班殿直錢珪特差勾当牛羊司、替殿直劉銳元祐四年六月滿闕、如劉銳已有替人、即添差錢珪勾当一次、候滿日、更不差人」、八月三日の「内殿崇班劉言特添差勾当翰林司、候将来有先次年滿之人、更不差人」の内批に対して。中書舍人曾肇は叙上の二つを例に引きつつ、最近の内降人事の増加を指摘するとともに、輔臣による執奏、並びに干請者に対する蔽罰を進言し、併せて仁宗朝に出された八つの内降人事に対する戒飭詔書を提

出している（『長編』巻四一三—一四）。

④元祐五年九月、裴綸・胡兢を召して言事官とするとの中旨に対して。この人事を劉摯は『劉摯日記』に次のように記す。言者（『台諫』）が相継いで、推薦者の文書を明かにした上、公正に授官するようにと批判した。結局、推薦者を明かにする宣論は出ず、この人事は取り止めとなった。裴綸の推薦者として、宰相の蘇頌、韓維、韓宗師、傅堯俞の名が、胡兢の推薦者として宦官の陳衍、韓忠彦、劉安世の名が取沙汰された。このことについて韓忠彦、劉安世に問い尋ねたところ、そのようなことはないと言えた（『長編』巻四四八—六）。

⑤元祐七年二月「皇太妃西京左藏庫使帶御器械朱伯材特除遙郡刺史、依旧帶御器械」及び「皇太妃姪寄班祗候左侍禁朱孝孫特添差幹当右驥院、候任滿、更不補人」の内降が三省・樞密院に付されたところ、特に名目がないので皇后入内の恩典を待つようにと宰相呂大防等が進呈し、ひとまず一つの人事は取り止めとなった（『長編』巻四七〇—九）。

以上のように、この時期は言路（『台諫給舍』）の官、及び宰執双方より内降人事の途絶を求める動きが起こり、それを太皇太后が受け入れており、弊害は比較的に見られない。これは古くは唐代の斜封・墨勅の弊、近くは章献明肃皇太后期の弊を鑑戒として、仁宗朝以降、官僚層より内降批判が度々出され、また内降途絶の詔がしばしば出されてきたという流れを受け、この時期の官僚層が内降に鋭敏に反応した結果であろう。

2、内朝と外朝

次に后妃列伝に記される、太皇太后が殿試への出御、及び受冊において文徳殿、即ち外朝へ出御することを憚ったという事実を検証してみよう。前者については有司が天聖の故事に循い、皇帝・太皇太后の出御を請願したが、太皇

太后は取り止めたことと記す。この事を『長編』巻四〇九、元祐三年三月己酉の条は、

三省言、奉旨、集英殿御試举人。欲依天聖年故事、皇帝御崇政殿試举人、二十二日太皇太后・皇帝御延和殿垂簾、宰臣以下進呈文卷、皇帝御崇政殿唱名放榜、賜公服鞞笏訖、次班於延和殿謝太皇太后。詔、旧例崇政殿試举人、景福殿考覆、自熙寧後移於集英殿、可依已降指揮、就集英殿試、其殿試・進呈文卷・唱名放榜、並皇帝御殿、俟賜公服鞞笏謝恩訖、移班赴内東門謝太皇太后。

と記すのみで、事実確認はできない。ただ天聖の故事とは恐らく本来列伝が記すような皇太后・皇帝がともに崇政殿（『閣事之所』¹⁰）に出御して殿試を行うといったものだったのだろう。また、最初三省が旨を受けて上奏した内容と、その後出た詔とでは些か内容を異にしており、後者の方が太皇太后が奥に引込んだ感が強くなっている。即ち、殿試の場所を崇政殿より熙寧以来の集英殿としたほか、太皇太后・皇帝が延和殿に御して殿試の文卷進呈を受け、皇帝が崇政殿に御して唱名放榜を行い、公服鞞笏を賜った後、延和殿に赴き太皇太后に謝礼するとしたものを、殿試、文卷進呈、唱名放榜はすべて皇帝が殿に御して行い、公服鞞笏を賜い、その御礼が終った後、内東門に赴き、太皇太后に謝礼すると改定している。この間に、臣下より何らかの上奏があった可能性はあるが、ここでは示唆に留めておく。

次に、太皇太后の受冊であるが、これについては多くの史料が残されている。『長編』の記事に従い、以下の通り、簡略にまとめておく。元祐二年二月十八日、三省は「将来の太皇太后の受冊は章献明肃皇后の故事に依り、皇太后の受冊は熙寧二年の故事に依り、皇太妃は皇太后と同日に受冊し、皇帝が殿上より冊を発すること、礼部・太常寺をして儀注を詳定聞奏せしめよ。」との聖旨を受けた。右諫議大夫梁燾は、同僚とともに対を請い、太皇太后に文徳殿（『正衙殿』）に出御する儀が有るかについて問い尋ねた。太皇太后が大臣がこの礼を行おうとしていると答えると、母后がかりに皇帝とともに政治を担当することは一時のやむを得ない事態から生じたことであり、外朝に出御して礼を受

けるとの今回の提案は、大臣の太皇太后に迎合しようとするよこしまな考えであり、速やかにやめるよう進言し、更に明道二年参知政事薛奎が、章献明肃皇后が王服を着して太廟の祭りを挙行しようとしたことを諫めた故事を併せ述べた。二十三日には、中書舍人曾肇が次のように上奏した。要約すると次の通りである。「太皇太后が垂簾聴政を開始されてより、これまで延和殿にて政務を取られ、契丹の使節と会われる時に崇政殿にお出ましになられるだけだった。このように外朝に出御されないのは、垂簾聴政がやむをえない権宜の事態から生じたことであり、太皇太后陛下自身外朝に出御することを後世の法としようとはお考えになっておられないからである。一日、外朝に出御すること自体は些細なことであるが、憂慮すべき事態が起こるかも知れない。章献皇后は文徳殿で冊を受けたばかりか、元日には会慶殿（＝宴殿、この当時の集英殿）で朝を受け、南郊の礼が終わったあとには会慶殿で賀を受け、長寧節（＝章献明肃皇太后の誕節）には会慶殿で百官の上寿を受け、とうとう太廟で恭謝の礼を行うまでに至った。これが天聖・明道のご事であり、有司が順次執り行っていたならば、太皇太后の御心に背くことになりかねない。」（『長編』卷三九五―二二―二三）。このほかにも同様な趣旨のものとして太常寺の官畢仲游の言、礼部侍郎陸佃の言、同知枢密院事范純仁の言（『永樂大典』卷二〇二〇五所引の「西台畢仲游墓誌銘」、『陶山集』卷四「乞宣仁聖烈皇后改御崇政殿受冊状」、『范忠宣遺文』「上宣仁皇后論文徳殿受冊」）を確認しうる。結局三月二日崇政殿で受冊を執り行うとの内批が三省に下され、それに基き翰林学士蘇軾が詔の起草を行った（『長編』卷三九六―一）。そして、九月六日太皇太后の冊宝を大慶殿で発し、太皇太后は崇政殿に御し、冊を受けた（『長編』卷四〇五―一）。

この受冊以外にも、中書舍人曾肇の提言を受けて、坤成節（＝宣仁太皇太后の誕節）の祝賀は天聖九年の皇帝の誕節と同様な形で挙行した、会慶殿での百官の上寿によるのではなく、天聖八年以前の章献明肃皇后の崇政殿に御し、宰臣以下限られた臣僚の上寿を受ける儀礼によるものとし（『長編』卷四百三十五―七）、また正月一日の受賀につい

ては章献明肃皇太后の故事に倣うことなく、「来年正月一日、更不御殿受賀上寿、候皇帝御殿礼畢、百官並内東門拜表。」との手詔が出された（『長編』卷四三五一―四）。

全般的に、章献明肃皇太后の儀礼に倣い盛大に挙行しようとする宰執側と、太皇太后を内朝に封じ込めようとする台諫、中書舍人などの言路の官の対立構造が目につく。

以上、内降と内朝・外朝をめぐる官僚層の対応を軸に検討してきたが、前者は宰執・言路の官を問わず広く抑制すべきとの対応、後者に関しては台諫・中書舍人などの言路の官に反対意見が強く見られ、またそれを太皇太后自身にほぼ受け入れている様子を看取できた。これらが恐らく列伝作成の際には、太皇太后が自発的に抑制したと記録されたと考えられるが、官僚機構上においては太皇太后を取り巻く二つの装置、宰執と言路の官（＝台諫給舎）が極めてうまく働いたと見ることができよう。そして、両者の脳裏には章献明肃皇太后時代の弊が常にあり、また彼らの意識として垂簾聴政が飽くまでも一時の権宜の制、あるいはやむをえず実施された制度として強く認識されていたことは注目される。

結びに代えて

垂簾聴政における官僚システムを手掛かりに君主独裁の統治システムの解明を試みようとするを進めてきたが、ここに展望を述べて結びとしたい。母后臨朝という非常事態において、政治運営の中核に据えるものとして二つの方向が考えられる。一つは正規の官僚機構を利用するものであり、もう一つは親近のもの、例えば宦官・外戚などを利用するものである。章献明肃皇太后の時期には、義兄劉美、劉美の娘婿馬季良、劉美の姻戚銭惟演の重用、或は皇城司・

重馬承受の活用、上奉御葉の設置に代表されるように、後者の利用が目立った。一方、宣仁太皇太后の時期は、外戚・宦官の重用は殆ど見られず、延和殿という政治空間に限定された嫌いはあるにせよ、ほぼ正規の官僚機構を利用した時代として位置付けられる。また、その際、中核となったのは宰執と言路の官の上殿奏事であり、彼らの拠所となったのは太皇太后との非次の面対上奏権を有していることであった。

翻つて、上奏権に限定して宋代を通観してみれば、宮崎氏が指摘するように請対・転対・次対・召対・引対など各種の対が存在しているし、また『宋会要』儀制六一「群臣奏事」に見られるように多くの官に上殿奏事の権利が付与されている。実際、対が限定されたこの時期においても、朔・望の文徳殿視朝の転対の例（二年十一月十四（五））日「戸部尚書李常転対」、三年五月一日「翰林学士兼侍讀蘇軾・戸部侍郎蘇轍同転対」、四年五月一日「中書舍人彭汝礪次当転対」、六年八月一日「知開封府范百禄転対」、十二月一日「礼部侍郎兼侍講范祖禹転対」、七年五月一日「吏部尚書王存文徳殿視朝次当転対」など）、或は邇英閣における経筵官の奏対の制度化（『長編』卷四四一—二）や、元祐元年三月二十二日に行われた程頤の召対（『長編』卷三七〇—一八、三七三—五）の例に見られるように、各種の対の存在を確認できる。しかし、これらのうち、皇帝にお目見えするという儀礼的側面の強い転対、磨勘改官の引対、召対などを除けば、やはり皇帝との面対上奏権を常に有する官僚群が政治の中核を構成するのではなからうか。例えば、

（皇祐五年五月二十六日）詔、親文殿以下学士至待制、合係直牒閣門上殿者、許請対言事外、余官令具奏章実封以聞。

（熙寧二年）十月二十三日、監察御史裏行張戢・程顥言、每有本職公事、欲上殿敷奏、必奏候朝旨、既許上殿、伺候班次、動經旬日、……欲乞朝廷推原天禧詔書之意、使依諫官例、牒閣門、即許登対、或所言急速、仍乞先次上殿、

所貴遇事入告、無愛失時。詔、三班御史及裏行有公事、並許直申閣門上殿。

（元符）二年六月十七日、翰林学士承旨蔡京等言、臣等每係職事、請対待次、或踰旬日、遇有急速文字、深恐失事、乞今後許翰林学士依六曹・開封府例、先次挑班上殿、仍不隔班。從之。（以上、『宋会要』儀制六「群臣奏事」）

と見えるように、上殿奏事が許された官僚群においても、上奏して朝旨による許可を待たなければならぬ官僚、直接閣門司に牒して請対できる官僚、更に先次に上殿できる官僚に分けられていたことが知られる。この最後に位置していたのが、この時期の宰執と台諫であり、政策決定に最も近い存在であったのである。これは他の時期においてもモデル化が可能であり、対の機能を突き詰めることにより、今後、宰執、台諫、侍従といった官僚群の位置付けを一層進めることができるのではなからうか。

注

(1) 「宋代官制序説——宋史職官志を如何に読むべきか——」（佐伯富編『宋史職官志索引』一九六三年刊所収）。近年、延英殿議政の分析を通して、宮崎氏が示唆した独裁君主の統治システムの雛形が、既に唐代後半期にできあがっていたとする松本宣宣氏の論稿「唐代後半期における延英殿の機能について」（『立命館文学』五一六、一九九〇年）が発表されている。氏とは観点を些か異にするが、同じく延英殿について論じたものとして袁剛「延英奏対制度初探」（『北京大学学报哲学社会科学版』一九八九—五）もある。

(2) 六参については、『朝野類要』卷一に「六参、又名望参、謂一日之常礼也、在京大小職事及不釐務官、趁赴望参、不得連三次請假。」と見える。

(3) 『宋会要』儀制四一、正衙に「凡見・謝・辞官新授、加恩、出使到闕者」と見える。

(4) 『宋史』地理志一に「崇政」殿西有殿北向、曰延和、便坐殿也。」とある。

(5) このほか、侍従も類似の権限を有していたと考えられる。侍従については、多くの定義があるが取敢えず『朝野類要』卷二、「侍従、翰林学士・給事中・六尚書侍郎是也。又中書舍人・左右史以次、謂之小侍従、又在外帶諸閣学士・待制者、謂

之在外侍従。」に従う。ただ尚書六曹の尚書・侍郎はさておき、他の侍従が台諫と同じ権限を有していたかについては疑問が残る。例えば、『宋会要』儀制六一九、元符二年六月十七日の翰林学士の例に見られるように、少なくともこの時期まで翰林学士は請対の権限は有してはいるが、先次の上殿奏事の権限は有してはいない。しかし、侍従が他の転対の権限を有する官と異なる存在として意識されていたことは、例えば『宋会要』職官六〇―五に「哲宗元祐七年五月十八日、吏部尚書王存言、自今文德殿視朝、特免侍従官転対、專責以朝夕論思之効、於體為得。從之。」と見える通りである。

(6) 「留中不出」「留中文字」といった例は数多く見えるが、例えば「侍御史劉摯言、(中略)貼黃、臣聞、(蔡)確等常在通進司、探問臣僚文字、緣於歷内尺見、抄上數目、今雖蒙聖恩欲全愚臣、故章疏未賜降出、然留中文字、確已知其數、故已疑怒臣等、日謀傾害、臣迹甚危。」(『長編』卷三六四―一九)、「右司諫蘇轍言、臣竊見台諫前後上章論韓縝過惡、乞行屏退、皆留中不出。」(『長編』卷三七二―一一)などである。

(7) 『宋代の言路官について』『史学雑誌』一〇―一六、一九九二年。

(8) 『建炎以来繫年要録』卷五、建炎元年五月辛卯。

(9) 中村裕一氏は「墨勅斜封官の場合、任官の決定や制書・発日勅書の成文化に中書門下が関与し得ず、禁中の皇帝が行うのである。それゆえ、この場合の授官の制書や発日勅書を皇帝直筆の勅書、すなわち、墨勅と呼ぶのであり、斜封して中書省に付し施行するため、斜封官というのであって、特別な様式の勅書が存在して、それを墨勅といっているのではないのである。」と述べる(『唐代制勅研究』、一九九一年) p.六九五。

(10) 『宋史』地理志二に「宮後右崇政殿、閱事之所也。」と見える。また『長編』卷三九五―二二では崇政殿Ⅱ便殿として表現されている。

宋代の女戸

柳 田 節 子

一

これまで、宋代の女戸に関する専論は、管見の限りでは見当たらない。梅原郁氏が宋代の戸口問題を考察された中で、女戸に言及されているが、たゞ、氏の論文は、宋代の戸口問題の再検討を意図されたもので、女戸については、全体からみれば取るに足りない数であったといわれて、それほどの意味を与えられてはいない。⁽¹⁾私は、さきに、南宋の遺産相続における女承分をめぐって、宋代女子の財産権について若干の考察を試みたが、本稿では、女子の財産所有に關連する問題を、女戸の視点から考えてみようとするものである。

梅原氏によると、女戸とは「夫もしくは、ある場合には夫の父・祖など、男系尊長の戸主が死亡し、残された妻以外、該当戸に代表すべき成年男子がいない場合に限って出現する、臨時で特殊な戸の称呼」と説明され、滋賀秀三氏は、「夫妻一体の原則」を強調され、「夫と別に妻自身の持分というものは存在しない」し、「財産の包括繼承と祭祀義務とが不可分に結び付く」が故に、「父を祭る資格を有しない女性」には、財産承継権はないとされた。⁽⁴⁾しかし、財産権の問題を、女戸という視点からとらえ直してみると、女戸とは、田土をはじめとする財産所有者であり、政府